

消 防 予 第 1 7 号

平成19年1月19日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長

民宿等における消防用設備等に係る消防法令の技術上の基準の特例の適用について

従来、農家民宿における消防用設備等に係る消防法令の技術上の基準の特例の適用については「農家民宿に対する消防用設備等の技術上の基準の特例の適用について」（平成16年消防予第234号）に定められておりましたが、この度、構造改革特区（第9次提案）において、「武家屋敷を活用した民宿における消防用設備等に係る消防法令の規定に対する柔軟な対応」に係る要望が提出されたことに伴い、下記の要件を満たす防火対象物については、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第32条を適用し、その特例を認めて差し支えないこととしたので通知します。

これに伴い、「農家民宿に対する消防用設備等の技術上の基準の特例の適用について」（平成16年消防予第234号）は、廃止します。各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県の市町村に対してもこの旨周知されますよう、お願いします。

なお、この通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第1 特例基準を適用できる防火対象物

従来、住宅の用に供されていた家屋であって、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年6月29日法律第46号）第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業その他宿泊の用途に供される小規模な防火対象物のうち、適切な防火管理が行われていると消防長又は消防署長が認めるものとする。

第2 特例基準を適用できる消防用設備等

- 1 「誘導灯」及び「誘導標識」
- 2 「消防機関へ通報する火災報知設備」

第3 特例基準の要件及び内容

1 「誘導灯」及び「誘導標識」について

第1に適合する防火対象物（以下「民宿等」という。）の避難階（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第13条の3第1項）において、以下の（1）から（3）までの条件のすべてに該当する場合には、令第26条の規定にかかわらず、当該避難階における誘導灯及び誘導標識の設置を要しないものとする。

- （1） 次の①又は②に該当すること。

- ① 各客室から直接外部に容易に避難できること。
 - ② 建物に不案内な宿泊者でも各客室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく避難口に到達できること等簡明な経路により容易に避難口まで避難できること。
- (2) 民宿等の外に避難した者が、当該民宿等の開口部から3 m以内の部分を通らずに安全な場所へ避難できること。
 - (3) 民宿等において、その従業者が、宿泊者等に対して避難口等の案内を行うこととしていること。

2 「消防機関へ通報する火災報知設備」について

消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要する民宿等において、以下の(1)から(3)までの条件のすべてに該当する場合には、令第23条第3項の規定にかかわらず、当該民宿等における消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要しないものとする。

- (1) 第3、1の条件を満たしていること。
- (2) 客室が10室以下であること。
- (3) 消防機関へ常時通報することができる電話が、常時、人がいる場所に設置されており、当該電話付近に通報内容(火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容とする。)が明示されること。

第4 特例基準の適用にあたっての留意事項

- 1 第1に定める「適切な防火管理が行われている」とは、次に掲げる措置等が講じられていること。
 - (1) 可燃物が多量に収容されていないこと。
 - (2) 火気の使用及び管理が適切に行われていること。
 - (3) 避難上必要な施設等の管理が適切に行われていること。
- 2 第3、1(1)①の要件である「直接外部に容易に避難ができること」とは、すべての客室において、他の室を経由することなくガラス戸等を開けることにより容易に外に避難できることをいう。なお、ガラス戸部分に腰壁がある場合、雨戸等により当該建物に不案内な宿泊者が外部であることを判断できない可能性がある場合等の避難に支障がある場合は適用できないこと。
- 3 第3、1(1)②の要件である「夜間であっても迷うことなく避難口に到達できること」とは、当該建物の宿泊者が各客室から廊下又は通路に出た際に、避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができる必要があり、各客室から避難口に通ずる廊下又は通路に曲り角等がないこと。